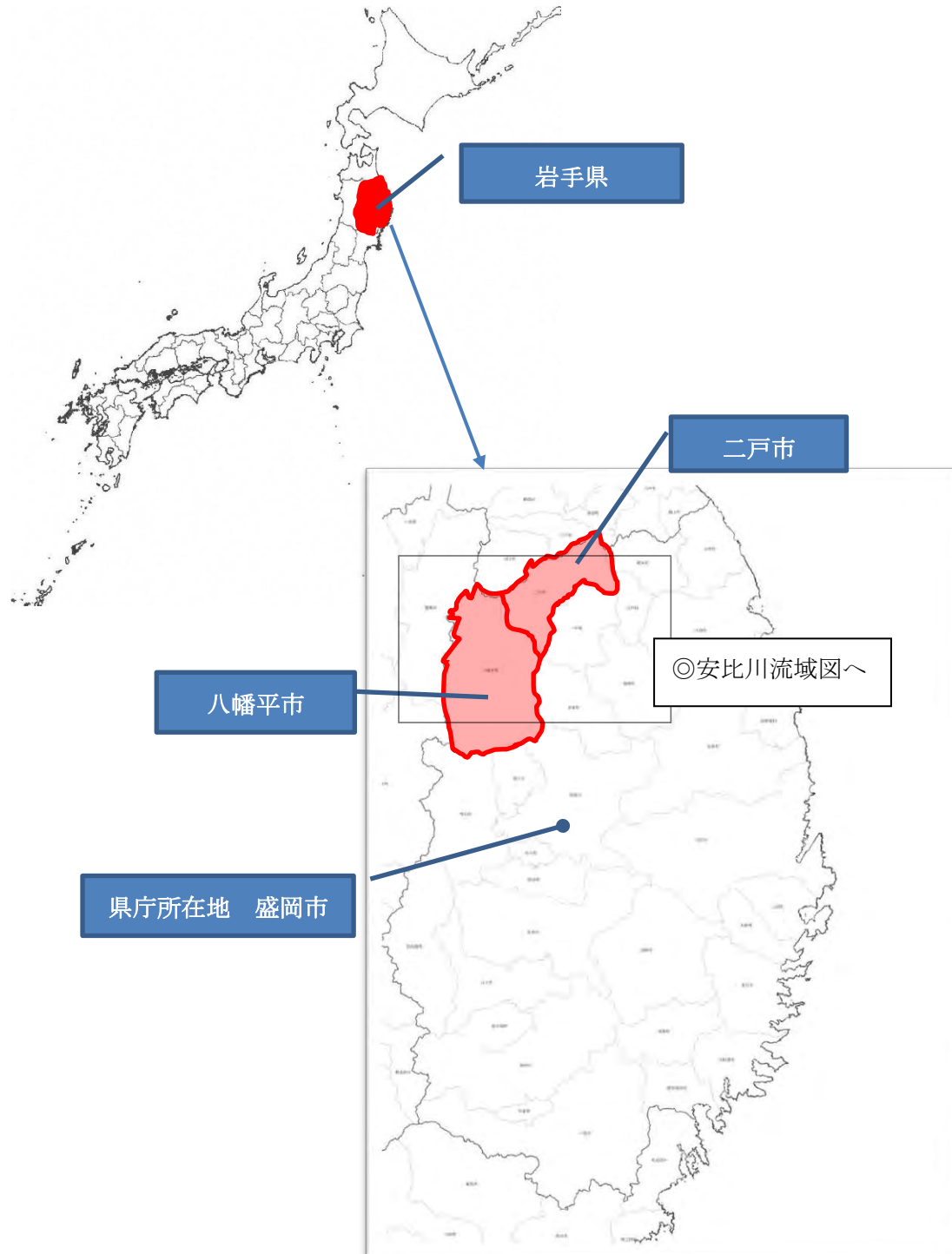


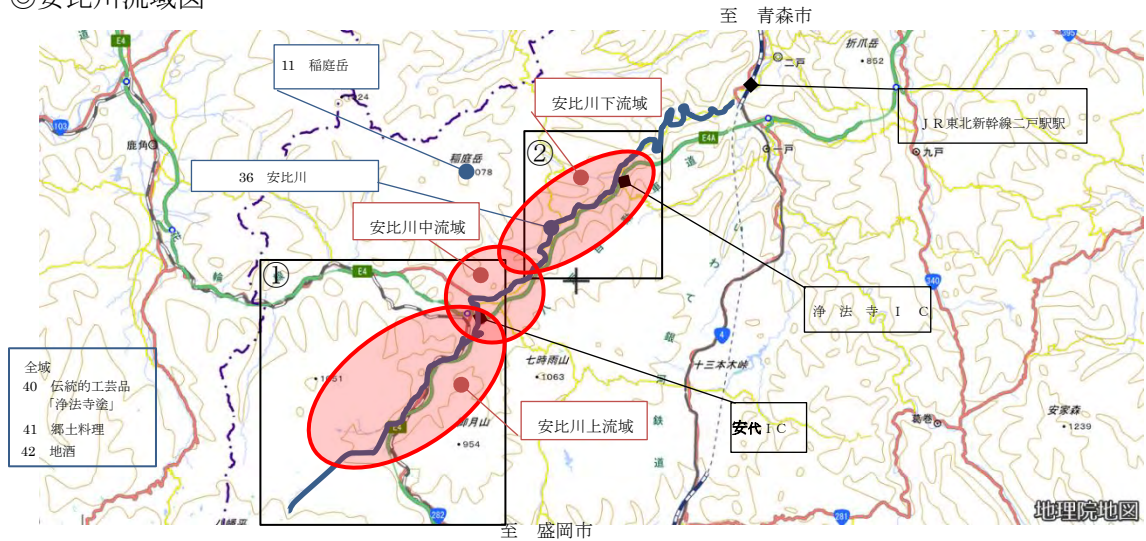
① 申請者	◎二戸市 八幡平市	② タイプ	地域型 / シリアル型 A B C D E
③ タイトル			
(ふりがな)	おくなんぶうるしものがたり ～あっぴがわりゅういきにうけつがれるでんとうぎじゅつ～		
“奥南部”漆物語 ～安比川流域に受け継がれる伝統技術～			
④ ストーリーの概要 (200字程度)			
<p>日本民俗学の祖・柳田國男は著書で、この安比川流域を、“奥南部”と称しています。安比川の上流域には木地師、中流域には塗師、下流域には漆掻きが多く住み、地域で一体的な漆器製作を行ってきました。生漆や漆工芸品の特産地としての誇りを胸に、漆産業を現在まで守り続けています。特に浄法寺漆は、とても良質で、日光東照宮陽明門などの日本を代表する国宝建造物の修復に使われ、日本の文化を支えています。</p>			
<p>この物語は、“奥南部”安比川流域の人々が、漆を大切にそして誇りに思い、伝統技術・漆文化を繋いできた物語です。</p>			
<p>“奥南部”漆物語に想いを馳せながら、地元の漆器で地元食材の料理と酒を味わう贅沢なひと時を過ごしてみたいかでしょうか。</p>			
			

市町村の位置図（地図等）



構成文化財の位置図(地図等)

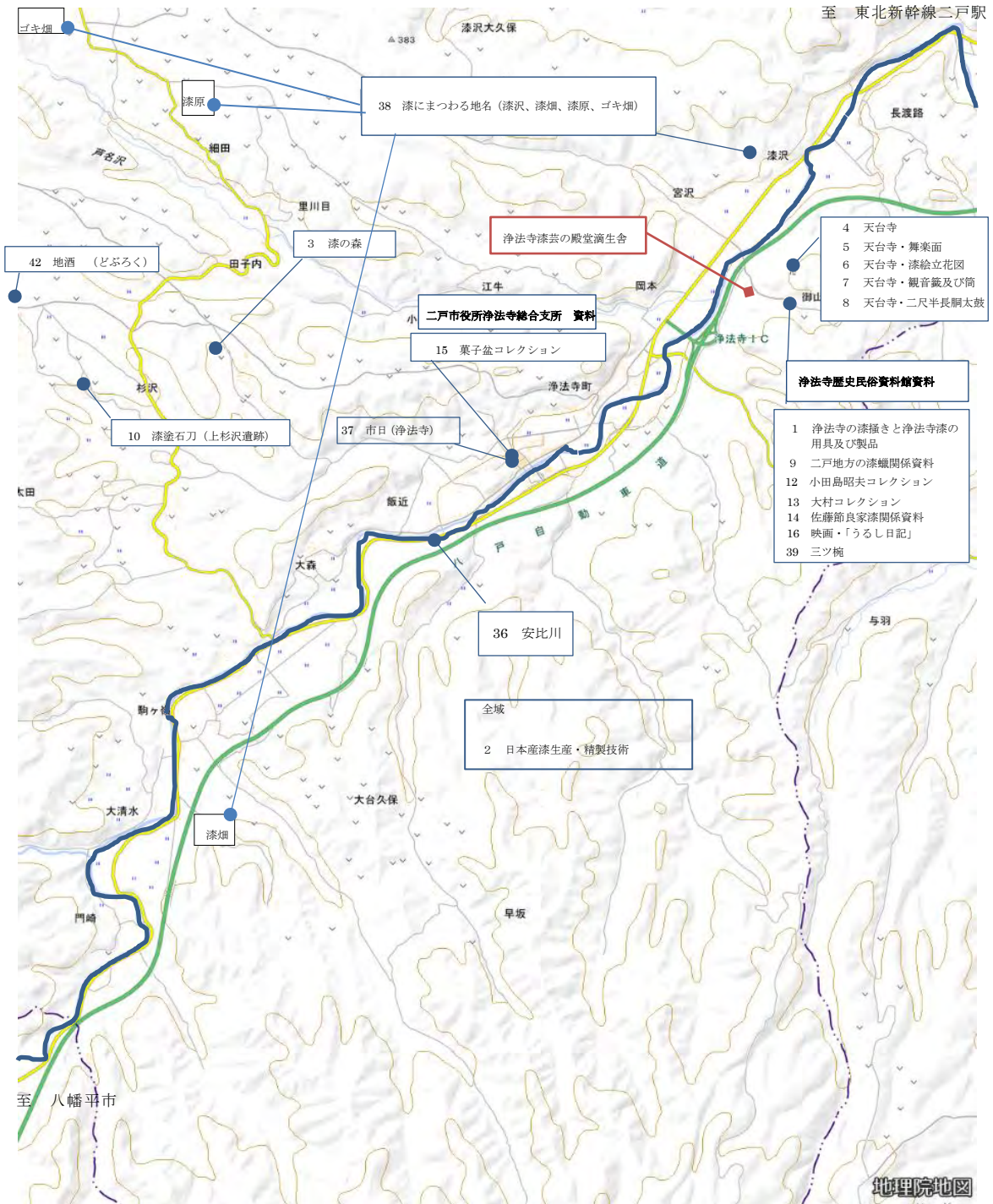
◎安比川流域図



① 八幡平市安代地区(安比川上流域～中流域)



② 二戸市浄法寺地区 (安比川中流域～下流域)



※地図は全て地理院地図を元に加工して作成

ストーリー

【はじめに】

日本民俗学の祖・柳田國男は、著書『豆の葉と太陽』の中で、“奥南部”安比川流域を旅した時に見た、「川の流りに沿い吹く風で、兩岸の大豆畑の葉の色の变化する」風景を、特に美しく忘れ難いものとして紹介しています。

時は移り、当時の大豆畑の景色は見られませんが、今なお、日本の原風景を残し、地域の人々が綴ってきた“漆”の物語が、旅する人を引き付ける地域です。



【漆と安比川のつながり】

漆の語源は、一説には「うるわし・うるおす」と言われています。漆の艶やかさが「美しい」工芸品や建造物などを生み出し、人々の生活に「潤し」を与えてきました。

安比川流域にある縄文遺跡からは、赤い漆が飾りについた石刀や漆が付いた鉢（土器）が見つかっており、この地域では、漆は縄文の昔から人々の暮らしの中で使われてきたことを物語っています。

この地域がいつごろから漆の産地になったかは定かではありませんが、近江の国・石山寺造園に関わる奈良時代の古文書に「陸奥殿漆・・・」とあり、“奥南部”を含む陸奥国が、当時から漆を産出していたことがわかっています。

この地域で漆に関わり暮らす人々が、安比川で密接につながり、漆文化が花を咲かせていくことになります。上流域では、奥羽山系の豊富な森林資源をもとに“木地づくり”が行われ、下流域では、良質の漆が取れるため、“漆掻き”による生漆生産が行われてきました。中流域には、「市」で上流からの木地を購入し、下流から仕入れた漆を塗って漆器を作る“塗師”が多く存在しました。このように地域での一体的な漆器製作が行われ、その“技術”と“こころ”を代々受け継いできました。

【天台寺僧の手で製作された什器がルーツの浄法寺塗】

この地域の漆器製作の始まりは、地元の人が畏敬の念を込めて「御山（おやま）」と呼ぶ古刹・天台寺の僧侶たちが、日々の食事を使うため自ら作った器であると伝えられています。装飾のほとんどない、



御山御器（浄法寺歴史民俗資料館所蔵）

素朴で実用的な普段使いの器としての特徴は、質素儉約を旨とした寺の生活が育んだもので、今もなお、その精神は受け継がれています。地元には、今も古い時代に用いられた漆器の呼称として、飯椀・汁椀・皿の三つ椀を指す「御山御器」の名前が残り、天台寺との深い関わりを伝えています。



天台寺本堂

【藩政時代の漆産業】

史料に”奥南部”地域の漆がよく登場するのは、藩政時代からです。盛岡藩では“漆”を重要な産業として奨励し、領地内に漆掻奉行を派遣して、特産物として漆産業の振興を図りました。

この時代の漆採取方法は、漆木を生かしたまま漆を採取する「養生掻き」と言われる方法です。盛岡藩主南部利直が、家老に宛てた書状の中で、生漆と漆蠟の生産を確保するため、漆の木を大事にし、「(漆)木を枯らした奉行は処罰する」と言わしめるほど、漆の育成に力を入れていました。この当時、南部藩の生漆生産の約4割が安比川流域を含むこの地域からの産出だったとの記録が残っています。

木地づくりにおいても、安比川上流域の畑村に住む木地師の中には、藩の御用木地師として、年貢免除や、御用の時には伝馬での送迎を許されるなど、特権が与えられるほどの優遇ぶりでした。

また、この時代に、それまで作られていた質素な漆器とは全く異なる装飾の施された「南部箔椀」が生まれました。藩主への献上品として、厳重な統制管理のもとに作られたとされています。

【養生掻きから殺し掻きへ】

明治時代に入ると、漆掻き職人の多かった福井県今立地方からの出稼ぎ職人が新たな漆掻き技法や漆掻き道具をもたらしました。「養生掻き」に代わり、漆木をその年に切ってしまう「殺し掻き」を広めたことで、漆生産量が飛躍的に増加し一大産地となっていくうえで大きな役割を果たしたと言えます。



【漆産業の隆盛と衰退】

さらに時代は進み、太平洋戦争の頃、主として爆弾・砲弾などの塗料として重要視され国の統制品として、その全ては国に納められることとなりました。また、戦後間もない物資が乏しい時代には、限られた量の国産漆は高値で売買され、凶らずも、先の大戦は漆に盛況の時代をもたらしました。

しかし、戦後、外国産の漆が輸入されるようになると、価格は下落し、生産量も減産の一途をたどり、最盛期 300 人位いたといわれる漆掻き職人も、30 人ほどまで少なくなりました。漆器製作においても生業としての浄法寺塗は途絶え、この地域の漆産業は困難な時代を迎えます。

【産地としての誇りを胸に～伝統技術・漆文化を繋ぐ～】

しかし、この困難な時代にあっても、産地としての誇りを胸に、伝統を絶やさぬようこの地域の人々は努力をしてきました。

漆の生産については、漆の漆産業の再生を目的として「浄法寺生漆生産組合」が設立され、ここで生産された生漆は、平泉の中尊寺金色堂や京都の鹿苑寺金閣、世界遺産の日光の二社一寺など、日本を代表する国宝建造物の修復に使われたことで、その品質の良さが認められることになりました。また“漆掻き””生産・精製”技術の保存を目的とした「日本うるし掻き技術保存会」の設立や、漆の植林地は「ふるさと文化財の森」として文化庁の指定を受けるなど、日本産漆生産に関わる啓蒙活動、増産活動に取り組み漆の文化を守り続けています。

漆器製作においては、「安代漆工技術研究センター」「安比塗漆器工房」「浄法寺漆芸の殿堂・滴生舎」を開設し 木地師、塗師などの漆工に関する職人の育成や技術の継承に取り組むほか、漆塗・絵付け体験やこだわりの漆器を販売し、漆の魅力を発信しています。

この地域では、伝統技術を次代に繋げ漆の文化を守り、日本文化を支えています。“伝統技術を繋ぐ” “日本の伝統文化を守り完結することなくこれからも綴られていくことでしょう。



安比塗漆器工房絵付け体験

滴生舎

【最後に】

日本には、「自然の尊重」という日本人の精神を体現した伝統的な食文化があります。自然素材で作られた漆器で食事をするのも、日本の伝統的食文化の一つです。

漆器は、“見て楽しむ”ものではなく“味わう”もの。地元の材料を使い作られた漆器で、“郷土料理”に舌鼓を打ち、漆の盃で、“地酒”を堪能する。

器から料理まで、伝統技術、伝統文化が凝縮した、この地域でしかできない“おもてなし”があります。

“奥南部”漆物語に想いを馳せ、この地域の魅力を味わってみてはいかがでしょうか。



ストーリーの構成文化財一覧表

番号	文化財の名称 (※1)	指定等の状況 (※2)	ストーリーの中の位置づけ (※3)	文化財の 所在地 (※4)
1	浄法寺の漆掻き と浄法寺漆の 用具及び製品 (3,832点)	国重文 (民俗資料)	安比川流域の通称「浄法寺通り」の地域から収集された伝統的漆産業に関する民俗資料です。漆掻きや木地師・塗師が用いた道具、椀や膳などの漆器類また職人たちの生活用具、信仰や商いに関する資料など内容は多岐にわたり、奥南部ならではの、漆や漆器の生産に携わってきた人々の暮らしや文化、山人が育んだ生活の知恵などに触れることができます。	二戸市
2	日本産漆生産・ 精製技術	国選定 保存技術	日本産漆は透明度・接着力・堅牢度に優れ、漆芸品の製作はもとより、国宝・重要文化財の保存修理等に不可欠の材料として評価されています。漆生産に関する技術は、苗木の植栽、保育・管理、成長した原木からの漆液の採取（漆掻き）等がありますが、なかでも漆掻きは重要であり、木を傷めることなく良質な漆をより多く採取するには、経験に裏付けられた職人の技が必要とされます。保存団体連絡協議会団体である「日本うるし掻き技術保存会」は、日本産漆を守るべく広く国内にネットワークを結び、未来に向けた技術の継承・後継者の育成等に努めています。 また、「伝統建築工匠の技 木造建造物受け継ぐための伝統技術」の一つとして、ユネスコ無形文化遺産登録を目指しています。	二戸市
3	漆の森	文化庁指定 ふるさと文 化財の森	二戸市の所有する浄法寺明神沢地区の約4haのウルシ木の植栽地です。よく手入れされたこの森は、文化財の保存修理に必要な資材（漆）の供給林であると同時に、ウルシ木の育成や漆掻きの技術を学ぶための研修林の役目も担っており、例年多くの見学者をご案内しています。文化庁が設定する「ふるさと文化財の森」に第1号指定されています。	二戸市
4	天台寺 (本堂・仁王門)	国重文 (建造物)	天台寺は奈良時代創建の伝承を持つ東北有数の古刹です。本堂内陣後方には黒漆を基調として朱漆金などを施された大型の仏像安置厨子が作り付けられています。 「御山御器」とも呼ばれたこの地域の漆器の起源は、『御山』と地元民が古くから呼んでいる「天台寺」の僧侶が製作・使用した日用什器が庶民に広まったものと伝えられています。明治19年には、僧房の一つから村戸長役場へ「塗師廃業届」が提出されています。	二戸市

5	てんだいじ ぶがくめん 天台寺・舞楽面 (10面)	県有形 (彫刻)	天台寺の仏像群同様、地元によく植生する桂材を用い、陵王は、当初は漆地に金箔押しだったもので、漆地彩色の七面のうち四面は朱塗りが施されています。	二戸市
6	てんだいじ うろしえ 天台寺・漆絵 立花図 (大絵馬)	県有形 (絵画)	漆や漆器に関係したと見られる盛岡の町人・万屋藤兵衛と息子の忠兵衛が天台寺に奉納した大型の絵馬です。 拭き漆を施したケヤキ材の板に赤・茶・黒・緑・黄・白の彩漆を用い、巧みな技巧で古流生花が描かれており、漆芸品としても特筆される資料です。	二戸市
7	てんだいじ かのんくじ 天台寺・観音籤 および筒	県有形 (歴史資料)	室町時代・応永16年(1409)銘の観音籤。筒は黒漆塗りで八角の台が付き朱漆で銘文が書かれています。 胴部に残るお賽銭による無数の傷が、多くの参拝者の人波や寺の歴史の厚みを物語っています。	二戸市
8	てんだいじ にしゃく 天台寺・二尺 はんながどうだいこ 半長胴太鼓	県有形 (歴史資料)	造立年や施主名は削り取られてしまい不明ですが、最初の修理が行なわれたのが南北朝時代の元中9年(1392)という、全国屈指の古い宮太鼓です。天台寺祭典の際、神輿渡御の行列に並び使用されてきました。 ケヤキ材をくり抜き、ベンガラ漆で胴外面を仕上げています。	二戸市
9	にのへちほう うろし 二戸地方の漆 ろうかんけいしりょう 蝨関係資料	県有形 (民俗資料) ※一部	ウルシの樹液が生漆となることは知られていますが、実から蝨が生産されたことはあまり知られていません。 藩政時代、漆蝨は盛岡藩の重要な産物のひとつであり、漆や漆器同様、藩の厳しい統制のもと生産が行なわれていました。	二戸市
10	うろしぬりせきとう 漆塗石刀(かみすざわいせき) 上杉沢遺跡)	未指定 (考古資料)	稲庭岳の麓に広がる縄文時代の上杉沢遺跡より出土したものです。日常使いの道具ではなく特別な用途があったと考えられています。 赤い模様が施された石刀からは、漆という素材、あるいは赤色に対する縄文人の精神性が感じられ、9千年以上といわれるヒトと漆との関わりについて思いを馳せることができます。 ※二戸市埋蔵文化財センター収蔵(未展示)	二戸市
11	いなにわだけ 稲庭岳	未指定 (景観)	二戸市の北西に位置し奥羽山系の一角を成す稲庭岳。山裾にはブナやトチ、ダケカンバ等の原生林が広がり、清らかな沢水が山肌を縫いやがて安比川へと注ぎます。 その昔、木地師が良木を求めて分け入った緑豊かな森で、安比川の流域を移動した彼らの足跡を感じることができます。	二戸市

12	おだしまあきお 小田島 昭夫 コレ クション	未指定 (民俗資料)	小田島昭夫家から寄贈された、漆器や漆関連の道具です。 「小田島家」は江戸時代に秋田県花輪地方から浄法寺に移り住んだ豪商・豪農とも知られた旧家です。使用人を多く抱え、その賄いのために使用した漆器や漆関連の道具を数多く所有していました。	二戸市
13	おおむら 大村 コレクション	未指定 (民俗資料)	大村次盛氏が生前に収集した浄法寺塗などの漆器のコレクションです。	二戸市
14	さとうせつろううけうし 佐藤 節良家 漆 かんけいしりょう 関係 資料	未指定 (民俗資料) ※一部重文資料	浄法寺大清水で漆器などの売買を手広く営んでいた佐藤家の大福帳や簿冊38冊。大正10年から昭和17年までの商売の様子を知るだけでなく、当時の漆に関する動向の一端を把握できます。佐藤家では浅沢村(現八幡平市)の塗師との取引が多く、また、漆器の販売先は、北海道から遠くは海外の朝鮮や中国まで及んでいます。	二戸市
15	かしぼん 菓子 盆 コレクシ ョン	未指定 (民俗資料)	伝統的絵柄の漆器(菓子盆)です。 この地域では、お客様のおもてなしで菓子を提供する際使われたことから「菓子盆」と言われています。	二戸市
16	えいが 映画・「うるし にっき 日記」	未指定 (歴史資料)	終戦後、漆産業が平和産業に転じ工芸品への需要が求められ、掻き子不足から漆の生産が思うようにならなかった時代を背景に、漆増産の啓蒙のため、昭和22年に製作された産業教育映画です。 農村において漆栽培に期待できる役割と、「再建日本の産業のあり方」において漆産業が持つ「意義」と役割、重要性を説いている内容となっています。	二戸市
17	あつびがわじょうりゅういき 安比 川上 流域の きじし かんけいしりょう 木地師 関係 資料	県有形 (民俗史料)	木地師の生業を考察する上で貴重な資料。用具類は、木地師・故藤村金作氏が使用したものです。ろくろで木を削る際に使う鉋は、職人一人ずつ異なり、自分の手に合う用具を木地師自身が作る。木地師がどのような道具で木地挽きをしていたかを知ることができ、木地挽きの製作工程を理解するうえで重要な資料となっています。	八幡平市
18	あかさかた・せきげもんじょ 赤坂田・関家文書	県有形 (民俗資料) ※17の一部	盛岡藩の御用木地師だった左衛門四郎が、長年務めた褒美に苗字帯刀を許され、「関左衛門四郎」と名乗るようになったことが書かれています。	八幡平市
19	きじし がんそりやく 木地師 元祖 略 ごえんぎ 御縁起	県有形 (民俗資料) ※17の一部	木地頭の家々に代々伝わる。文書には、惟喬親王の子孫として、先祖より木地挽きに従事してきたことが伝えられています。木地師はこれを所持すると、特権階級として全国の山に入り木を切ることを許され、いわば木地師の身分証明書です。この文書は、南部藩御用木地師だった赤坂田の関家に残るものです。	八幡平市

20	さひない やま 佐比内山の かみぞう 神像	市有形 (彫刻)	安代地区では、昔から山の神を祀っています。男神一体で鉈や斧を持っていることが特徴で、鉈や斧を持つ姿は、木地師、マタギ、炭焼き等山仕事が多い当地域ならではと言えます。 また、浅沢地区では、五穀豊穡の神としての一面も見られる伝承があり、地域の人々に寄り添う、親しみのある神様として現在も信仰され続けています。※八幡平市博物館展示資料は複製	八幡平市
21	はち うるしちよぞう 鉢(漆貯蔵) あかさかた いせき (赤坂田I遺跡)	未指定 (考古資料)	縄文晩期の住居跡から出土した土器です。鉢の外内に赤褐色の樹脂状付着物があり、この付着物が「漆膜」であるとの鑑定結果が出ており、漆を貯蔵する容器であったと考えられています。 古の時代から、この地の人々が、暮らしの中に漆を取り入れていたことがわかります。	八幡平市
22	あっぴこうげんぶな 安比高原ブナの にじりん 二次林	未指定 (景観)	地元の人達が「下の牧場」、「中の牧場」、「奥の牧場」と呼んでいる安比高原。この芝生高原を取り囲むようにブナの二次林が広範囲に分布しています。 ここは、昭和初期、地元の人達の木炭や漆器等の資材にするため皆伐されました。80年後の現在、見事なブナの二次林となり、私たちに豊かな水と安らぎを与えてくれています。	八幡平市
23	おやまだけぬりむろ 小山田家塗室	未指定 (復元資料)	明治初期に建てられた、漆器の塗や乾燥などの作業のための塗室を、移築復元したものです。道具、文書、製品などがそのまま保存されており、八幡平市安代地区浅沢の漆器産業を理解するうえで貴重な文化財です。	八幡平市
24	さいとうけもんじよ 齋藤家文書 おそれながらおんうけもうしあげ ・乍恐御請申上 そうろうごと 候事	未指定 (歴史資料)	天明3年、凶作のため漆器産業が立ち行かなくなったため、同業者が結託して救済の措置を南部藩に嘆願した文書。天明の飢饉の際に取り交わされたもので、生産業者の切羽詰まった様子が分かる資料です。	八幡平市
25	さいとうけもんじよ 齋藤家文書 みっわんうけとり ・三ッ椀受取 しょうもん 証文	未指定 (歴史資料)	漆器の受取証文です。天保年間から幕末まで、毎年、齋藤家(加賀屋)は藩の正月行事としての具足餅の供膳用として三ッ椀、木皿等を上納していたことが分かります。	八幡平市
26	しつきずあんちょう 漆器図案帳	未指定 (民俗資料)	明治34年に石神・齋藤家で開催された、蒔絵技法の講習会の手習いとして描き写したもの。「富士海浜」「雁と山水」「松竹梅」など約20種の蒔絵図柄が残されており、当地域に新しい蒔絵技法が伝わりました。	八幡平市

27	うるみぬりすいわん 潤塗吸椀	未指定 (民俗資料)	潤塗は、漆塗の技法のひとつで黒と朱の漆を混ぜて仕上げたものをいいます。深みのある栗色をし、落ち着いた光沢が特徴です。この吸椀は、加飾はあまりされていないが、シンプルな作りが上品な印象を与えています。	八幡平市
28	せいじしつき 青地漆器	未指定 (民俗資料)	当地域では、「青地」と呼ばれる緑色の漆器が好んで使われた時期がありました。	八幡平市
29	ほんぜん 本膳 よっわん 四ッ椀 つぼわん つぼ椀 ひらわん 平椀 すいわん 吸椀	未指定 (民俗資料)	平椀は、浅めで広めの蓋付椀です。煮物や菓子の盛り付け用。つぼ椀は、深めの小ぶりの蓋付椀。おひたし、和え物の盛り付け用。四ッ椀は飯椀、汁椀、飯椀の蓋、汁椀の蓋の4つからなります。本膳料理で使われるように、冠婚葬祭の席に使用されました。	八幡平市
30	やごういりしつき 屋号入り漆器	未指定 (民俗資料)	冠婚葬祭行事はかつて、各家々にて行われるものでした。多くの来客をもてなす際、酒や料理を盛る食器が大量に必要となり、大家は揃いの漆器を地区住民に貸し出していました。漆器には家の屋号のマークが印字され、紛失や取違いを防ぐ役割がありました。屋号は家の地位、所在地、特徴等を元にしており、山に石で『石神』、山に大で『大山』等の屋号を持った家は現在も残っています。	八幡平市
31	えざら 絵皿	未指定 (民俗資料)	イチョウや桃、動物など様々な絵が描かれた漆器です。	八幡平市
32	ひながた 雛形	未指定 (民俗資料)	絵皿などに描く絵の基本図。絵付けの修業はこれを写すことから始まる。明治時代後半に輪島など他県の技術者を招いて講習会を行い、漆文化の新しい発展に取り組んでいました。	八幡平市
33	かきしぶだめだる 柿渋溜め樽	未指定 (民俗資料)	豆柿からとる柿渋を溜める容器。柿渋は、漆製品を作る際に木地の傷の修復や下地に塗る等に使用され、塗師たち自らが作っていました。昔は多くの産地で渋下地を施していましたが、現在は漆下地を施すのがほとんどです。	八幡平市
34	木地	県有形 (民俗資料)	畑地区で行われていた主な木地作成の手順は、立木を伐採し、玉切りによって丸太を製造し、荒型と呼ばれる丸太を削った多面体の塊を作ります。その後、乾燥させた荒型をロクロに固定し回転させ、お椀や更に成型して木地が完成します。 漆器製作の土台となる木地作りの工程	八幡平市

			が分かる重要な資料です。	
35	フロ	未指定 (民俗資料)	漆を塗った製品を入れ、乾燥させるものです。	八幡平市
36	あっぱがわ 安比川	未指定 (景観)	八幡平に源流をもち、奥南部の中央を流れる川です。二戸市で馬淵川に合流し、八戸市で太平洋にそそぎます。 安比川の流域で生産された漆や漆器は、安比川・馬淵川流域に広く流通しました。 上流には木地師、中流には塗師、下流には漆掻きを生業とする者が多く居住していました。流域では、漆産業の分業による協業体制が形成されてきたものと考えられます。	二戸市 八幡平市
37	いちび 市日	未指定 (無形民俗)	安比川流域で生産された藩の禁制品に指定された以外の漆器は市日で売られていました。また、塗師は、市日で安比川上流の木地師から木地を、下流域の漆掻きから漆を仕入れていました。買う側の立場では『まち遣い』の日であり、市日のことを『まちなの日』と言い習わしています。	二戸市 八幡平市
38	うるし 漆にまつわる ちめい 地名	未指定 (地理)	この地域には、古くから漆との関係を裏付ける漆に関係する地名が多く存在します。漆沢、漆畑、漆原（二戸市）等です。 また、一説によれば、木地山を「 ^{はた} 畑」と言い、木地師在住の地を指し、扇畑・小屋畑・高畑（以上八幡平市）、ゴキ畑（二戸市）が例とされています。	二戸市 八幡平市
39	みつわん 三ッ椀	未指定 (民俗資料)	飯椀、汁椀、皿の3つの椀からなる、日常で使用されるお椀です。庶民椀として他領にも移出されました。中には野良御器という小ぶりの三ッ椀もあり、野外作業時に手早く食事ができるように、片手で3つの椀が持てるようになっています。収納時には、一番大きい飯椀にすべて収まります。	二戸市 八幡平市
40	けいざいさんぎょうだいじん 経済産業大臣 していでんとうてき 指定伝統的 こうげいひん 工芸品「浄法寺 ぬり 塗」	未指定 (工芸品)	製品は、日常使用される汁椀・飯椀・ヒアゲ（片口）のほか時代椀には、加飾の入ったものもあります。 その殆どが、無地の本朱・黒・溜色による光沢を抑えた単色の仕上げとなっており、良質の原材料を用いた飽きのこない柔らかな艶の質感に仕上げたのが大きな特徴です。昭和60年5月22日に伝統的工芸品に指定されましたが、指定の条件の一つ「製造される地域」には、浄法寺町（現二戸市）、安代町（現八幡平市）が含まれています。	二戸市、 八幡平市

41	きょうどりようり 郷土料理	未指定 (無形民俗)	<p>当地では、そば、ひつつみ、かけ、串餅、団子、ヤナギバット、シトギ、カマス餅などの地元の雑穀などを使った郷土料理が伝わっています。</p> <p>団子、串餅などは農作業の間食にも食され、その際は漆塗りの櫃（ひつ）にいれ田畑に持って行きました。</p> <p>また、そばなどはお椀で冠婚葬祭の際にふるまわれますが、漆器は、熱いものを入れても熱が直接手に伝わらず、また冷めにくい特徴があり、郷土食を一層おいしく感じさせます。</p>	二戸市 八幡平市
42	じざけ 地酒	未指定 (無形民俗)	<p>この地域では、酒を小口に分けるためのヒアゲ（片口）と言われる特色のある漆塗りの酒器があります。</p> <p>人が多く集まる酒の席では、このヒアゲに『どぶろく』を入れ、ふるまっていました。ヒアゲから注がれたお酒を、漆塗りの盃で飲む一杯は格別です。</p>	二戸市

- (※1) 文化財の名称には振り仮名を付けること。
- (※2) 指定・未指定の別、文化財の分類を記載すること（例：国史跡、国重文（工芸品）、県史跡、県有形、市無形、未指定（建造物）、等）。なお、**未指定であっても文化財保護の体系に基づいた分類を記載**すること。
- (※3) 各構成文化財について、ストーリーとの関連を簡潔に記載すること（単に文化財の説明にならないように注意すること）。
- (※4) ストーリーのタイプがシリアル型の場合のみ、市町村名を記載すること（複数の都道府県にまたがる場合は都道府県名もあわせて記載すること）。

構成文化財の写真一覧

1 浄法寺の漆掻きと浄法寺漆の用具及び製品



2 日本産漆生産・精製技術



3 漆の森



4 天台寺（本堂・仁王門）



5 天台寺・舞楽面



6 天台寺・漆絵立花図 (大絵馬)



7 天台寺・観音籤及び筒



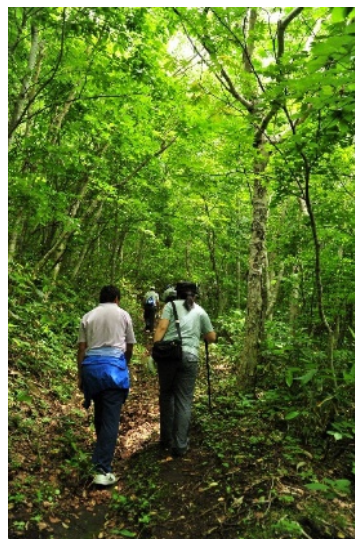
8 天台寺・二尺半長胴太鼓



9 二戸地方の漆蠟関係資料

10 漆塗石刀 (上杉沢遺跡)

11 稲庭岳



12 小田島昭夫コレクション



13 大村コレクション



14 佐藤節良家漆関係資料



15 菓子盆コレクション (絵皿)



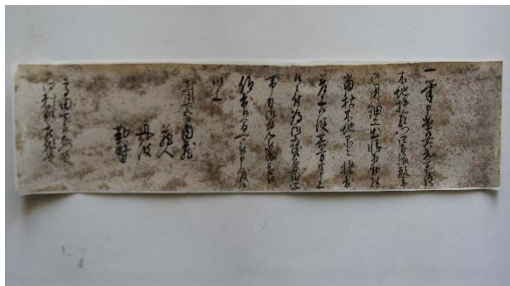
16 映画・「うるし日記」



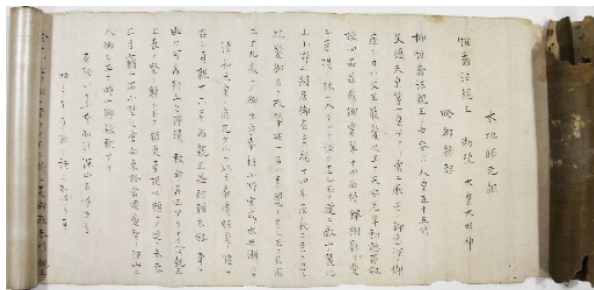
17 安比川上流域の木地師関係資料



18 赤坂田・関家文書



19 木地師元祖略儀縁起



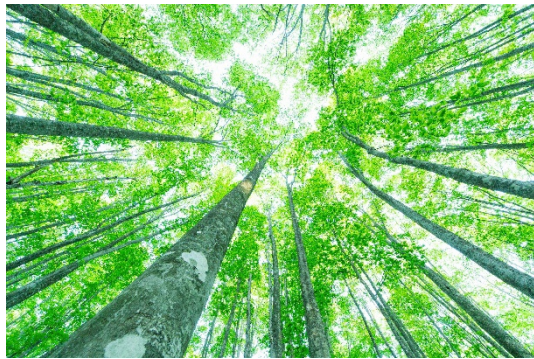
20 佐比内 山の神像 (複製)



21 鉢 (漆貯蔵) (赤坂田 I 遺跡)



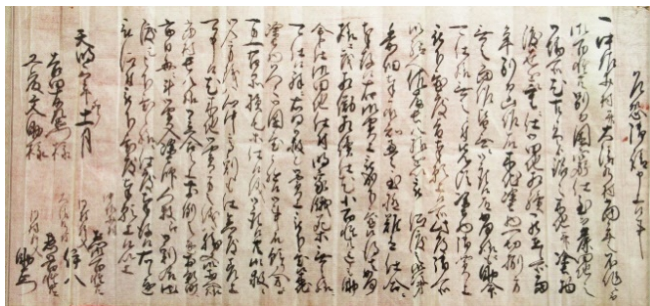
22 安比高原ブナの二次林



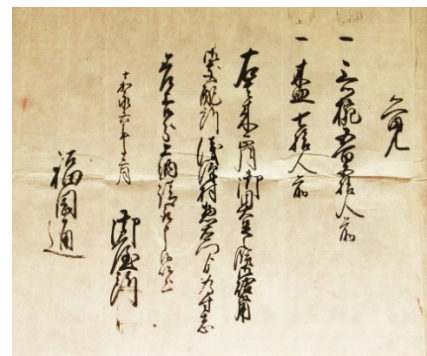
23 小山田家塗室



24 齋藤家文書・乍恐御請申上候事



25 齋藤家文書・三ツ椀受取証文



26 漆器図案帳



27 潤塗吸椀



28 青地漆器



29 本膳、四ツ椀、つぼ椀、平椀、吸椀



30 屋号入り漆器



31 絵皿



32 雛形



33 柿渋溜め樽



34 木地



35 フロ



36 安比川



37 市日



38 三ツ椀



39 伝統的工芸品「浄法寺塗」



40 郷土料理



41 どぶろく



日本遺産を通じた地域活性化計画

(1) 将来像 (ビジョン)

”奥南部(安比川流域)”地域は、古くから漆の産地として、現在においても漆生産、漆文化を守り続けている地域であることは広く知られている。

かつては、自治体の境目などはなく安比川流域に点在する集落が連携し守り伝えてきたものが、現在ではその自治体単位での取り組みとなっていたことは否めない事実でもある。

今回の日本遺産の認定を通じ、自治体での境目を取り払い、”奥南部”地域の漆の歴史を知ること、この地域特有の気質、これまで受け継いできた漆への思いを共有することで、地域の宝である”漆”でつながり、”奥南部(安比川流域)”の魅力を見直し、地域住民が郷土への誇りと愛着を持ち、さらには自分たちでこの地域をよりよくしていく気運を高め、この地域にある文化財、産業、観光が相乗効果として現れる地域活性化を目指す。

国内外の観光客に対し、地域の宝”漆”、それにつつまれる地域の歴史、漆とともにある地域の人々と触れ合う機会、漆器で供される郷土料理など提供し、”奥南部”ならではの魅力を体験してもらいたい。

そのためにも、構成自治体が日本遺産の視点を踏まえ、自治体の垣根を超えた”奥南部”地域を意識した産業振興、観光振興・地域活性化などこの地域が将来にわたって発展し続けるために自立した”稼げる”地域となるため必要な取り組みを展開していく。

(2) 地域活性化のための取組の概要

私たちが掲げる将来像を実現するため、次のような地域活性化に向けた取り組みを実行する。

【①地域の文化財の価値の理解と魅力の向上を図る】

地域とのかかわりが深い「天台寺」、「安比高原・稲庭岳」の自然環境と「漆・漆器」の歴史的・文化的なつながりが、奥南部地域の今日の発展に息づいていることを、地元住民が理解を深め、その魅力を再認識しシビックプライドを醸成するため、地域の宝としての保存・活用等の普及啓発及び調査研究などの取組を行う。

これらにより、将来にわたってシビックプライドを醸成し、地域の宝の守り手や地域の伝統文化の担い手の確保につなげるとともに、地域の魅力を国内外からの訪問客にアピールしていく。

- ・奥南部地域に点在する漆に関連する構成文化財等の調査研究を進め、保存と活用を図る。
- ・シビックプライドを醸成するため、児童生徒に対し、学習を通じて日本遺産についての理解を深める。
- ・地域の住民が、日本遺産について認知するとともに、地域の歴史、文化、伝統を再発見し、地域全体で地域活性化につなげる気運を醸成する。

【②受入環境を整備し、観光客等の利便性の向上を図る】

外国人観光客などの来訪者が、奥南部地域を訪れてその魅力を十分に満喫できるよう、来訪者向けの案内体制の整備を図るとともに、来訪者の利便性向上のための案内板等の整備を行い、おもてなしの心の醸成を含めた受入環境の整備を行う。

また、奥南部地域の魅力を体感できる取り組みを広く展開していく。

これらにより、観光客が四季を問わずいつでも楽しむことができるよう、利便性を向上させて交流人口の拡大につなげるとともに、将来にわたって地域に根差した取り組みとして定着させていく。

- ・外国人を含む来訪者に対し、歴史、文化、伝統をわかりやすく楽しく紹介できる受入環境を整える。
- ・公開資源の発掘するとともに適切に誘導することで、観光客の利便性を高める。

【③奥南部地域の魅力を生かした産業振興、観光振興を図る】

奥南部地域では、昔から振る舞い用の漆器はもちろん、日常でも地元の漆を使った椀を使っていた。この地域には、漆を掻く人がいて、木地を作る人がいて、漆を塗る人がいる。そして、漆器を使う人がいる。それが昔から続くこの地域の文化であり、魅力の一つである。漆器は使い込むほどに色合いが変わり、艶も増してくる。これが普段使いの無地の漆器の特徴でもある。そして漆器で味わう「郷土料理」「地酒」は、一味も二味も違いがある。こういった奥南部の魅力を観光客に体験してもらうことが、地域の産業、観光の振興につながっていくことになる。

これらの魅力を産業振興・観光振興に生かすため積極的に実施し、この地域ならではの歴史・文化と、季節感を体感できる様々な企画により、産業の振興、観光交流人口の拡大により地域経済の活性化を図っていく。

- ・観光客等のニーズをとらえ、旅行商品や特産品等の商品開発を行う。
- ・伝統技術を後世に受け継ぐため、担い手の育成を図る。
- ・観光客受け入れに向けて課題抽出や旅行商品の開発に繋げる。

【④奥南部地域の魅力を国内外に向けて発信する】

奥南部地域には、東北最古ともいわれる古刹「天台寺」、自然豊かな「安比高原・稲庭岳」そして地域に息づく”漆掻き～木地づくり～漆塗り”を一体的に行っていた漆産業、普段から漆器を作り、使ってきた歴史、文化など、地域豊かな魅力が数多くある。

また、それぞれの構成市には、漆林や八幡平市博物館、二戸市立歴史民俗資料館、漆器工房として「滴生舎」「安比塗漆器工房」など漆に関連した施設もある。これらの漆に関連した資源、施設を総合的に活用、発信することで、地域全体の魅力を高めることができる。

これらの魅力を国内外に広く知っていただくため、多言語対応による戦略的な情報発信などの取組みを行うこととし、海外旅行者をはじめとする国内外からの集客力を一層高めていく。

- ・日本遺産について、動画コンテンツやプロモーションツールの制作等を行い、視覚的に地域の歴史、文化等の情報発信を行う。
- ・日本遺産ポータルサイトなどにより、観光客等に有効な役立つ情報発信を行う。

(3) 自立的・継続的な取組

協議会を安定的に運営していくため、当初は協議会を構成する自治体を中心となって、自立に必要な経費など応分の負担を行いながら経営基盤を確立しつつ運営する。

また、日本遺産魅力発信推進事業が完了する3年後以降も継続して「“奥南部”漆物語」づくりを推進していくため、補助対象期間の3年以内に次のような体制・取組みを確立する。

【組織体制】

○自立的・継続していく体制・組織の確立

・継続的かつ自立した取組を展開していくためには、協議会を昇華させた母体となり得る法人、DMOの設立を目指す。補助金だけに頼らず、構成市及び関係機関、企業、団体と連携しながら事業を運営し、開発した商品の「“奥南部”漆物語」関連事業による収益や委託事業等の受け皿となる体制、組織の確立を目指す。

【収入の確保】

○収益事業の展開

・協議会で制作する日本遺産ポータルサイトでの広告収入、ツアー収入、特産品の開発による販売収入のほか補助事業、委託事業など経済的基盤を作り、自立した事業展開を図る。

○支援企業等の確保

・協議会の取組みに賛同する機関、団体、企業、個人等に対し、広く参画または協力をお願いし、支援企業の確保を図る。

【担い手の育成】

「“奥南部”漆物語」の担い手育成

・体制、組織を確立する上で必要となるのが担い手である。文化財面と産業面の両面で、各自治体での取組みと連携し、「“奥南部”漆物語」を支える偏りがなく、担い手が新たな担い手を生み出していく流れの機運醸成を目指す。

○小中高校生のボランティア養成

・継続的かつ発展的な歴史、伝統、文化継承のために、構成市における小中高生の学校教育の現場に、ふるさと教育として「“奥南部”漆物語」にまつわる学習機会を創出しながら、親子で楽しみながら学べる読み物の整備等により、文化への誇りを感じる住民の割合を高める。併せて住民が楽しみながら参画できるボランティア養成講座を整備し、ボランティア団体や構成市間での人的な交流や文化の交流を促進する。

【受入体制の整備】

○地域課題解決策検討への積極的な参画

・観光客に満足できる旅を提供できるよう、観光客がスムーズに目的地までたどり着かせる二次交通（路線バス、レンタカーなど）など、各自治体や関係機関、関連会社等と連携し、課題解決に向けた協議等に積極的に参画する。

3年間の「地域文化財総合活用推進事業（日本遺産）」に加えて、構成市及び関連する企業・団体・住民が一体となった自助努力によって自立するために必要な「ヒト（体制・人材）、モノ（文化財・産業）、カネ（収益・財源）」を確立し、「“奥南部”漆物語」を輝き続ける「地域の宝」から「日本の宝」「世界の宝」への昇華を果たす。

また、「“奥南部”漆物語」の姿によって、地域内の活性化の基礎となっているストーリーの理解の深化を図る。

（４）実施体制

【協議会の名称】

「“奥南部”漆物語」推進協議会

【協議会構成団体】

二戸市（文化財課、政策推進課、公民連携推進課、漆産業課、商工観光流通課）
八幡平市（地域振興課、商工観光課、八幡平市博物館）
岩手県浄法寺漆生産組合、日本漆掻き技術保存会

【協議会オブザーバー等】

岩手県、二戸市観光協会、八幡平市観光協会、二戸市商工会、八幡平市商工会、J R東日本、I G Rいわて銀河鉄道、岩手県北バス、岩手日報社、デーリー東北新聞社、カシオペアFM、安比塗企業組合

【体制及び運営概要】

○初年度の協議会会長は、日本遺産申請自治体代表である二戸市から選出。任期を2年として3年目以降は、協議会を構成する行政機関以外の民間企業・団体・住民の中から会長ら役員を選出し、自立を図る。

○事務局本部も同様に二戸市に置き、全体事業の意思決定・予算執行は、月次の理事会定例会において、会長及び副会長、理事による審議を経て決裁される流れとする。

○全体事業の企画立案は、事務局本部が原則行いが、広域連携となることから事務局機能を各市に置き、個別案件の意思決定・実行を迅速に行える体制とする。

○協議会内には、分野別に「部会」を設置し各テーマごとに「ワーキンググループ」を設置し、各テーマごとに地域プレーヤーとして活躍する人材を「グループリーダー」として任命し、行政機関及び民間企業・団体・住民が活性化に向けた事業の具体案の企画や自主事業を実行する。

○協議会外からも、「ワーキンググループ」のテーマに関連する域外の民間企業・団体・住民・大学等に支援・協力を呼びかけ、活性化に努める。

○3年間の補助機関を通じて行政と民間（企業・団体・住民）の連携を高めていき、事務局機能を「グループリーダー」を中心とした民間メンバーによるDMO化を成し遂げ、6年後の完全なる自立を目指す。

（５）地域活性化計画における目標と期待される効果

定量的評価：

別紙①のとおり

期待される効果：

日本遺産認定後の補助期間3年間で今後の基礎となる、「自立した組織体制の確立」を目標に事業を展開していくことで、「構成市への観光客入込数の増加」、「構成市への外国人入込数の増加」、「地域経済の活性化」が伴った、継続的かつ発展的で自立した母体の確立につながり、次代への「奥南部漆物語」の継承が期待される。

（６）日本遺産魅力発信推進事業

別紙②のとおり

事業費： 令和2年度： 18,600千円 令和3年度： 20,800千円 令和4年度： 20,600千円

（７）その他事業

別紙③のとおり

(5) 地域活性化計画における目標と期待される効果

設定目標Ⅰ：	日本遺産を活用した集客・活性化
計画評価指標：	観光客入込み数
具体的な指標：	構成市の観光客入込数
関連事業：	(6) ②、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑬、⑭、⑮、⑯ (7) ⑦、⑧、⑨、⑩
目標値：	平成 30 年度 2,345 千人回 ⇒ 令和 8 年度 2,640 千人回
設定根拠：	「平成30年版岩手県観光統計概要」における構成市観光入込数を現状値。 構成市の平成30年の観光客入込数(二戸市402,518人回、八幡平市1,942,016人回) に対し、令和2年度までは横ばい、以降伸び率102%とし設定。
設定目標Ⅰ：	日本遺産を活用した集客・活性化
計画評価指標：	外国人観光客数
具体的な指標：	構成市の外国人観光客数
関連事業：	(6) ②、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑬、⑭、⑮、⑯ (7) ⑦、⑧、⑨、⑩
目標値：	平成 30 年度 79,748 人回 ⇒ 令和 8 年度 106,000 人回
設定根拠：	「平成30年版岩手県観光統計」における外国人観光客の入込数を現状値とし、 構成市の平成30年の観光客入込数(二戸市489人回、八幡平市79,259人回) に対し、令和2年度までは横ばい、以降伸び率105%とし設定。
設定目標Ⅰ：	日本遺産を活用した集客・活性化
計画評価指標：	経済効果
具体的な指標：	構成市の観光消費額
関連事業：	(6) ②、④、⑥、⑨、⑩、⑬、⑭、⑮、⑯ (7) ⑥、⑦、⑩
目標値：	平成 30 年度 29,215 百万円 ⇒ 令和 8 年度 33,868 百万円
設定根拠：	「平成30年版岩手県観光統計概要」における県内総観光消費額を構成市の観光入込数で案分した数値を現状値。 構成市の観光消費額(推計値) に対し、令和3年度までは横ばい、以降伸び率103%とし設定。
設定目標Ⅱ：	日本遺産を核としたコミュニティの再生・活性化
計画評価指標：	地域の文化に誇りを感じる住民の割合
具体的な指標：	住民の「地域の文化に愛着を感じる」割合の平均
関連事業：	(6) ①、③、⑧、⑪、⑫ (7) ①、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑪、⑫、⑬、⑮
目標値：	令和 2 年度 100 % ⇒ 令和 8 年度 150 %
設定根拠：	日本遺産認定後(R2)、アンケート調査を実施。肯定的回答数を100%とし、令和3年度以降1年ごと10%増とし設定。

設定目標Ⅱ：	日本遺産を核としたコミュニティの再生・活性化
計画評価指標：	日本遺産を活用した取組数
具体的な指標：	補助金に頼らない民間事業者やボランティア団体、保存会等が実施する日本遺産関連主催事業（イベントを含む）
関連事業：	(6) (12)、(14) (7) (4)、(5)
目標値：	令和 2 年度 2 件 ⇒ 令和 8 年度 6 件
設定根拠：	日本遺産認定後（R 2）、補助金を受けられる令和4年度までに、構成市のボランティア団体や保存会、観光協会、商工会などと連携しながら継続していける日本遺産にかかわる取組を開発。その後、令和8年度までに6件の取り組み実施を設定。
設定目標Ⅲ：	日本遺産に関する取組を行うための持続可能な体制の維持・確立
計画評価指標：	日本遺産関連で開発された商品・サービス数
具体的な指標：	日本遺産関連の商品・サービス等の数
関連事業：	(6) (2)、(12)、(14)、(15) (7) (6)、(7)、(11)
目標値：	令和 2 年度 2 件 ⇒ 令和 8 年度 20 件
設定根拠：	日本遺産認定後（R 2）、補助金を受けられる令和 4 年度までに、構成市のボランティア団体や保存会、観光協会、商工会などと連携しながら継続していける日本遺産にかかわる商品・サービス等を開発。その後、令和8年度までに構成市全体で関連する商品・サービスを開発し18件増を設定。
設定目標Ⅲ：	日本遺産に関する取組を行うための持続可能な体制の維持・確立
計画評価指標：	日本遺産への協力団体数
具体的な指標：	日本遺産の趣旨に賛同し、取組みに参画または協力する団体数（企業、個人を含む）
関連事業：	(6) (5)、(7)、(11)、(12)、(14)、(16) (7) (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)
目標値：	令和 2 年度 4 団体 ⇒ 令和 8 年度 10 団体
設定根拠：	日本遺産認定時点（R 2）での推進協議会の構成メンバーとなる4団体を、令和8年度までに6団体増を設定。

※黄色で着色したセルの内容は変更しないでください。

※目標Ⅰ～Ⅳを複数設定する場合は、設定目標～設定根拠までをコピーして欄を増やしてください。

(6) 地域文化財総合活用推進事業 (日本遺産)

事業①:	【概要①: 地域の文化財の価値の理解と魅力の向上を図る】 地域の歴史文化資源の調査研究事業		
事業区分:	調査研究	事業期間:	令和 2 年度 ~ 令和 年度
事業費:	令和 2 年度: 500 千円	令和 3 年度: 千円	令和 4 年度:
事業概要:	・奥南部地域の歴史文化資源 (未指定文化財を中心に) の資料収集を行い、電子的に保存・継承する。また情報はポータルサイトや印刷物で活用し、国内外に発信するツールとしても活用する。		
具体的な指標:	ポータルサイトの閲覧数		
目標値:	令和 2 年度 未開設	⇒	令和 8 年度 10,000回
事業②:	【概要③: 奥南部地域の魅力を生かした産業振興、観光振興を図る】 市場調査の実施		
事業区分:	調査研究	事業期間:	令和 2 年度 ~ 令和 年度
事業費:	令和 2 年度: 2,000 千円	令和 3 年度: 千円	令和 4 年度:
事業概要:	・国内外の観光客をターゲットの基礎としながら、「漆」などに対する市場 (どのような層が、何に関心があるのか、何を求めているのか等) について調査を実施します。 その後のツアー、宿泊プラン、民泊施設開業の促進、着地型観光アクティビティ、土産、食事、農産物などの商品開発へと反映させていきます。		
具体的な指標:	嗜好性調査を踏まえた商品開発数		
目標値:	令和 2 年度 2 件	⇒	令和 8 年度 20 件
事業③:	【概要①: 地域の文化財の価値の理解と魅力の向上を図る】 児童・生徒を対象としたシビックプライドの醸成事業		
事業区分:	普及啓発	事業期間:	令和 2 年度 ~ 令和 年度
事業費:	令和 2 年度: 4,500 千円	令和 3 年度: 千円	令和 4 年度:
事業概要:	・奥南部に対するシビックプライドを醸成するため、構成市の小・中・高校生を対象として、その基礎となる知識を持たせることを目的とし、構成市が有する漆にかかわる構成文化財・歴史・文化・伝統を学べるコンセプトブックを作成する。 ・学校教育の一環として地域文化に関する学習を深める。		
具体的な指標:	地域に愛着を感じる割合 認知度		
目標値:	令和 2 年度 100%	⇒	令和 8 年度 150%
事業④:	【概要②: 受入環境を整備し、観光客等の利便性の向上を図る】 多言語対応 A I 通訳機の導入		
事業区分:	情報発信	事業期間:	令和 2 年度 ~ 令和 年度
事業費:	令和 2 年度: 1,000 千円	令和 3 年度: 千円	令和 4 年度:
事業概要:	・外国人観光客に対し、フェイス トウ フェイス でコミュニケーションをとるために、多言語対応 A I 通訳機を導入し、ガイド等の支援を図ります。		
具体的な指標:	外国人入込数		
目標値:	平成 30 年度 79,748 人回	⇒	令和 8 年度 106,000 人回

事業⑤：	【概要②：受入環境を整備し、観光客等の利便性の向上を図る】 国内外来訪者向けの案内ガイド整備事業		
事業区分：	人材育成	事業期間：	令和 2 年度 ~ 令和 4 年度
事業費：	令和 2 年度： 1,600千円	令和 3 年度： 400千円	令和 4 年度： 1,000 千円
事業概要：	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に案内ガイド用マニュアルを作成するとともに、案内ガイドを拡大するため、新規ガイドを募集する。 ・令和3年度に当該マニュアルを使用して、新規ガイドを含む案内ガイド養成講座を実施し、多言語に対応した観光ガイドを育成する。 ・ガイドのほかに、地域住民が、地域の文化慣習を守りつつ案内ができるローカルインタープリターを養成する。 		
具体的な指標：	ガイド活動者数		
目標値：	令和 2 年度 未実施 ⇒ 令和 8 年度 研修修了者の50%		
事業⑥：	【概要②：受入環境を整備し、観光客等の利便性の向上を図る】 「日本遺産インフォメーションブース」設置事業		
事業区分：	情報発信	事業期間：	令和 3 年度 ~ 令和 年度
事業費：	令和 2 年度：	令和 3 年度： 10,200千円	令和 4 年度：
事業概要：	<ul style="list-style-type: none"> ・天台寺及び漆の観光拠点となる施設に「日本遺産インフォメーションブース」を設置し、多言語情報を提供する。 ・観光客が域内の構成文化財や施設、観光地へと円滑に移動できるよう、「日本遺産」のガイドダンス施設として機能として整備する。 		
具体的な指標：	外国人入込数		
目標値：	平成 30 年度 79,748 人回 ⇒ 令和 8 年度 106,000 人回		
事業⑦：	【概要③：奥南部地域の魅力を生かした産業振興、観光振興を図る】 漆関連産業の人材育成事業		
事業区分：	人材育成	事業期間：	令和 2 年度 ~ 令和 4 年度
事業費：	令和 2 年度： 1,000 千円	令和 3 年度： 1,000 千円	令和 4 年度： 2,000 千円
事業概要：	<ul style="list-style-type: none"> ・製品としての木地生産ではなく、木地づくりに関する伝統技法を後世に伝えるため、木地師の養成を図る。 		
具体的な指標：	その他（日本遺産に関連する事業（各種産業）を展開する事業者数）		
目標値：	令和 2 年度 0 人 ⇒ 令和 8 年度 2 人		
事業⑧：	【概要①：地域の文化財の価値の理解と魅力の向上を図る】 博物館等における企画展示事業		
事業区分：	普及啓発	事業期間：	令和 2 年度 ~ 令和 4 年度
事業費：	令和 2 年度： 1,500千円	令和 3 年度： 500 千円	令和 4 年度： 500 千円
事業概要：	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館及び資料館等において日本遺産をテーマとした「企画展」を開催する。 		
具体的な指標：	関心をもった割合		
目標値：	令和 2 年度 100% ⇒ 令和 8 年度 150%		

事業⑨：	【概要②：受入環境を整備し、観光客等の利便性の向上を図る】 国内外来訪者の利便性向上のための案内板等の整備事業		
事業区分：	公開活用のための整備	事業期間：	令和 2 年度 ~ 令和 4 年度
事業費：	令和 2 年度： 2,500千円	令和 3 年度： 1,000千円	令和 4 年度： 2,500千円
事業概要：	<ul style="list-style-type: none"> ・ R 2 に、構成文化財の歴史や見どころ等をわかりやすく多言語で説明する解説板と案内板を制作し設置する。 ・ R 4 に、解説を聞きながら回れる多言語音声ガイド端末（AR や博物館等で貸し出す音声ガイド機器等）を整備する。 		
具体的な指標：	施設への入込数		
目標値：	令和 2 年度 A ⇒ 令和 8 年度 A × 150%		
事業⑩：	【概要④：奥南部地域の魅力を国内外に向けて発信する】 セールスプロモーションツールの制作		
事業区分：	情報発信	事業期間：	令和 2 年度 ~ 令和 4 年度
事業費：	令和 2 年度： 1,000 千円	令和 3 年度： 500 千円	令和 4 年度： 3,000 千円
事業概要：	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本遺産について周知するよう多言語対応パンフレット及びポスター、旅行会社・観光関係者に売り込むための多言語対応セールspanフレットを制作します。 また、展示会やイベント出展や域内の各スポットのアイキャッチ用ののぼりを制作します。 		
具体的な指標：	その他（観光入込数）		
目標値：	平成 30 年度 2,345 千人回 ⇒ 令和 8 年度 2,640 千人回		
事業⑪：	【概要②：受入環境を整備し、観光客等の利便性の向上を図る】 構成文化財一般公開受け入れ環境整備事業		
事業区分：	公開活用のための整備	事業期間：	令和 2 年度 ~ 令和 4 年度
事業費：	令和 2 年度： 3,000千円	令和 3 年度： 1,000千円	令和 4 年度： 2,300千円
事業概要：	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在未公開となっている構成文化財を、地元・所有者の理解を得たものから順次一般公開に向けて整備する。 ・ 観光客向けの案内施設（休憩所等）を日本遺産の展示スペースを含む用途に改修する。 		
具体的な指標：	施設への入込数		
目標値：	令和 2 年度 A ⇒ 令和 8 年度 A × 150%		
事業⑫：	【概要①：地域の文化財の価値の理解と魅力の向上を図る】 日本遺産シンポジウム及び現地研修会開催事業		
事業区分：	普及啓発	事業期間：	令和 3 年度 ~ 令和 年度
事業費：	令和 2 年度：	令和 3 年度： 1,200 千円	令和 4 年度：
事業概要：	<ul style="list-style-type: none"> ・ 域内の住民が日本遺産について認知するとともに、持続的に誇りを育み続ける地域となるよう、その機運醸成を目的に、構成市が有する「漆文化」の歴史・文化・伝統にかかわるシンポジウムを開催します。 ・ 住民向けに日本遺産現地研修会を開催する。 		
具体的な指標：	日本遺産の認知度		
目標値：	令和 2 年度 0 % ⇒ 令和 8 年度 50 %		

事業⑬:	【概要④：奥南部地域の魅力を国内外に向けて発信する】 多言語対応動画コンテンツの整備		
事業区分:	情報発信	事業期間:	令和 3 年度 ~ 令和 年度
事業費:	令和 2 年度:	令和 3 年度: 3,500 千円	令和 4 年度:
事業概要:	・動画を見た対象者に“奥南部”をたどってみたいと思わせることを目的としたストーリーにまつわる歴史や伝統、文化、観光を紹介する動画コンテンツを整備します。		
具体的な指標:	コンテンツダウンロード数（掲載HPや動画共有サイトでの再生回数）		
目標値:	令和 2 年度 未整備	⇒	令和 8 年度 50,000,000 回再生
事業⑭:	【概要③：奥南部地域の魅力を生かした産業振興、観光振興を図る】 ファムトリップによる旅行商品の開発		
事業区分:	普及啓発	事業期間:	令和 3 年度 ~ 令和 4 年度
事業費:	令和 2 年度: 千円	令和 3 年度: 1,500 千円	令和 4 年度: 2,000 千円
事業概要:	・日本遺産にかかわる各種案内板、印刷物、ホームページを整備した上で、市場調査に基づいた国内外の想定ターゲット層や旅行エージェントを対象として企画したファムトリップを実施します。単に旅行してもらうのではなく、地元関係者との意見交換会を開催し、観光客受け入れに向けた課題抽出や旅行商品の開発につなげます。 ・整備した各種ツール類の効果を検証しつつ、ツアー内容の満足度を検証し、実際の旅行商品（ツアー旅行・宿泊プラン）へとフィードバックします。		
具体的な指標:	日本遺産に関する旅行商品数		
目標値:	令和 2 年度 0	⇒	令和 8 年度 25 件
事業⑮:	【概要④：奥南部地域の魅力を国内外に向けて発信する】 多言語対応日本遺産ポータルサイト開設事業		
事業区分:	情報発信	事業期間:	令和 4 年度 ~ 令和 年度
事業費:	令和 2 年度:	令和 3 年度:	令和 4 年度: 6,000 千円
事業概要:	・多言語対応の日本遺産専用ポータルサイトを開設する。（PC用、スマホ用） （重点テーマ）・通年観光 体験型観光、周遊マップ ・季節観光 イベント等		
具体的な指標:	ホームページ閲覧数（PV数） R4にポータルサイト開設後の当該HPへのアクセス数		
目標値:	令和 2 年度 未開設	⇒	令和 8 年度 100,000 回
事業⑯:	【概要③：奥南部地域の魅力を生かした産業振興、観光振興を図る】 漆体験モデルツアー実施事業		
事業区分:	普及啓発	事業期間:	令和 4 年度 ~ 令和 年度
事業費:	令和 2 年度: 千円	令和 3 年度:	令和 4 年度: 1,300 千円
事業概要:	・漆に親しみ、漆器で地元食材を味わう体験型ツアーを発掘拡充するため、地域をめぐるモデルツアーを実施する。 ・なお、実施後は、モデルツアーによる意見を踏まえて体験ツアーを観光部局等が主体となって実施していく。		
具体的な指標:	旅行商品数		
目標値:	令和 2 年度 0%	⇒	令和 8 年度 5コース

(7) その他事業

事業①：	漆掻き職人育成事業		
実施主体：	二戸市	事業期間：	平成 28 年度 ~ 令和 年度
事業概要：	需要が高まっている国産漆の目標生産量を安定的に確保するためには漆掻き職人を増員する必要があり、地域おこし協力隊制度を活用し計画的な増員を図るとともに、日本うるし掻き技術保存会と協力し技術の向上のため研修体制の整備を図る。		
事業②：	木地師技術向上への支援		
実施主体：	二戸市	事業期間：	平成 29 年度 ~ 平成 年度
事業概要：	漆器の一貫生産を目指し木地師の技術向上の支援を行う。		
事業③：	漆原木確保対策事業		
実施主体：	二戸市	事業期間：	平成 30 年度 ~ 令和 年度
事業概要：	漆の増産、安定供給に向け、計画的な漆の植栽や適切な保守管理により、良質なウルシ原木を確保する。		
事業④：	浄法寺漆ふるさとづくり事業		
実施主体：	・浄法寺漆生産組合 ・二戸市	事業期間：	平成 29 年度 ~ 令和 年度
事業概要：	浄法寺漆や浄法寺塗の理解を深めるため、漆共進会（品評会）の実施や、浄法寺漆の拠点施設である滴生舎でのイベント開催、漆器の利用促進を図るため漆器の貸し出しや補助を行う。		
事業⑤：	浄法寺漆連携交流推進事業		
実施主体：	二戸市	事業期間：	平成 25 年度 ~ 令和 年度
事業概要：	東北芸術工科大学の学生を迎えて、漆掻きや苗木生産、浄法寺塗の仕事体験、地域課題ワークショップ等により浄法寺漆への関心や地域への理解を深めるなど交流を促進する。また、ナニヤトヤラ連邦会議やいわて漆振興実務者連携会議など、漆に関係する団体などと取り組み状況や課題などの情報共有を行いネットワークの構築に努める。		
事業⑥：	浄法寺漆・浄法寺塗発信事業		
実施主体：	二戸市	事業期間：	平成 7 年度 ~ 令和 年度
事業概要：	新たな漆器ユーザーの開拓のため、このへブランドアンバサダーとして認定している事業者との連携により、首都圏でのワークショップや企画展示などのイベントを開催するとともに、浄法寺漆の拠点施設である滴生舎において、漆器等の製作と首都圏の百貨店等での展示販売会を通して浄法寺漆及び浄法寺塗の普及啓発に努める。 また、現在登録を目指しているユネスコ無形文化遺産の「伝統建築工匠の技」において、日本産漆生産・精製が木造建造物を受け継ぐための伝統技術の一つに選定されており、建造物修理をはじめとする選定技術を有する各保存団体と連携をし登録への理解と周知を図る。		
事業⑦：	このへ型テロワール事業		
実施主体：	二戸市	事業期間：	平成 30 年度 ~ 令和 年度
事業概要：	二戸の風土や歴史、文化を地域の物語（ストーリー）として伝えながら、「二戸の宝」を五感（味覚、嗅覚、視覚、聴覚、触覚）で堪能（心おきなく味わい満足して）いただく「産業体験型観光」の推進を図る。		

事業⑧：	歴史民俗資料館管理費		
実施主体：	二戸市	事業期間：	昭和 55 年度 ~ 令和 年度
事業概要：	浄法寺地域の歴史・民俗についての資料展示する資料館の管理運営費。漆関係の資料も多数展示している。施設も老朽化が進み今後の施設の在り方について検討を行っている。		
事業⑨：	八幡平市博物館管理費		
実施主体：	八幡平市	事業期間：	平成 17 年度 ~ 令和 年度
事業概要：	八幡平市の歴史・民俗についての資料展示する博物館の管理運営費。漆関係の資料も多数展示している。		
事業⑩：	安代漆工技術センター事業		
実施主体：	八幡平市	事業期間：	昭和 58 年度 ~ 令和 年度
事業概要：	漆芸家を目指す研修生に2年間の研修期間で塗り、加飾など漆工に関する実践的な指導を行い、塗師の育成を行っている。		
事業⑪：	安比塗漆器工房振興事業		
実施主体：	八幡平市	事業期間：	平成 17 年度 ~ 令和 年度
事業概要：	漆器産業の定着と振興のため、漆器の生産、販売業務を安比塗企業組合に委託している。		
事業⑫：	漆掻き伝承者養成事業		
実施主体：	日本うるし掻き技術保存会	事業期間：	平成 9 年度 ~ 令和 年度
事業概要：	需要が高まっている国産漆の目標生産量を安定的に確保するためには漆掻き職人を増員する必要があり、漆掻き技術の伝承者養成事業を活用し計画的な増員を図るとともに、二戸市と協力し技術の向上のため研修体制の整備を図る。		
事業⑬：	漆掻き道具関連技術事業		
実施主体：	日本うるし掻き技術保存会	事業期間：	平成 23 年度 ~ 令和 年度
事業概要：	漆掻き道具関連技術向上のため研修を実施する。		
事業⑭：	日本地理的表示（G I）登録品としての品質の確保		
実施主体：	岩手県浄法寺漆生産組合	事業期間：	平成 30 年度 ~ 令和 年度
事業概要：	一硬化後の強度が非常に優れているうえに安定した品質を有し、透明度、硬化時間、粘度などのバリエーションが豊富であり、耐久性に優れているとの評価を得てG I登録されているが、今後もその品質の確保に努める。		
事業⑮：	漆原木確保対策事業		
実施主体：	日本文化財漆協会	事業期間：	平成 28 年度 ~ 令和 年度
事業概要：	八幡平市有林9haを無償で借り受け、計画的に漆の木を植林している。		